# 弁護士法人スピカ報酬基準

(令和7年5月1日改訂)

弁護士法人スピカ(以下「当法人」という。)が、その職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の基準(金額は、全て消費税を含む額)は、以下のとおりとする。当法人と委任者との契約は、両者間で作成された契約書による。

法律相談料	依頼者に対して行う面談による法律相談の対価をい
	う。
手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終
(文書作成料)	了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または
	意見の表明の対価をいう。
着手金	事件または法律事務(以下「事務等」という。)の性質
	上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものにつ
	いて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受ける
	べき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功が
	あるものについて、その成功の程度に応じて受ける委
	任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価を
	いう。
日当	委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によ
	ってその事件等のために拘束されること(委任事務処
	理自体による拘束を除く。)の対価をいう。

#### <事件等の個数等>

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、 裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。
- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

- 3 当法人が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲で減額する。
- 4 事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な 範囲内で増減額し、委任契約書で定めることとする。

# <法律相談料>

個人	初回相談のみ30分 5500円
	30分ごとに 5500円
事業者及び法人	初回相談のみ 30分 無料
(タイムチャージ制を除く)	1時間ごとに 22,000円以上
	55,000円以内
交通事故	初回相談1回 無料
	ただし、弁護士費用特約利用の場合、相談料は、
	1時間1万1000円とし、以降は超過15分
	までごとに2750円とする。

### <手数料>

手数料は、経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。な お、経済的利益の額の算定については、末尾に記載する。

## 1 裁判上の手数料

項目	分類	手 数 料
証拠保全(本案事件	基本	33万円に、第16条第1項の
をあわせて受任し		着手金の規定により算定された
たときでも本案事		額の11%を加算した額
件の着手金とは別	特に複雑または特殊な事情が	弁護士と依頼者との協議により
に受けることがで	ある場合	定める額
きる。)		
即決和解(本手数料	示談交渉を要しない場合	300万円以下 22万円
を受けたときは契		の場合

約書その他の文書		300万円を超	1.1%に7万
		. , ,	7000 円を加
を作成しても、その		え3,000万円	·
手数料を別に請求		以下の場合	算した額(た
することはできな			だし、最低着
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			手金22万
			円とする。)
		3,000万円を	0.55%に
		超え3億円以下	24万2200円
		の場合	を加算した
			額
		3億円を超える	0.33%に
		場合	90万2000円
			を加算した
			額
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件とし	て算定された
		額	
公示催告		即決和解の示談交	渉を要しない
		場合と同額	
倒産整理事件の債	基本	5万5000円以	上11万円以
権届出		下	
	特に複雑または特殊な事情が	依頼者との協議に	より定める額
	ある場合		

## 2 裁判外の手数料

項目	分類	手 数 料
法律関係調査(事実	基本	11万円以上22万円以下
関係調査を含む。)	特に複雑または特殊な事情があ	依頼者との協議により定める
	る場合	額

契約書類およびこ	定型	経済的利益の額が	11万円以」	上(翻訳が必要な
れに準ずる書類の		1,000万円未満	場合、別途	追加で費用が発
作成		のもの	生。)	
		経済的利益の額が、	22万円以上	-55万円以下
		1,000万円以上		
		1億円未満のもの		
		経済的利益の額が	55万円以上	=
		1億円以上のもの		
	非定型	基本	300万円	22万円
			以下の場合	
			300万円	1. 1%に33
			を超え3,	万円を加算した
			000万円	額
			以下の場合	
			3, 000	0.33%に6
			万円を超え	6万円を加算し
			3億円以下	た額
			の場合	
			3億円を超	0.11%に1
			える場合	32万円を加算
				した額
		特に複雑または特	弁護士と依頼	質者との協議によ
		殊な事情がある場	り定める額	
		合		
	公正証書にす	る場合	上記手数料は	こ5万5000円
			を加算する(	(立会い日当含む。
			出張日当・出	出張費用は別途。)
内容証明郵便作成	弁護士名の	基本	5万5000	) 円以上11万円
	表示なし		以下	

		特に複雑または特	弁護士と依頼者との協議によ
		殊な事情がある場	り定める額
		合	
	弁護士名の	基本	11万円以上22万円以下
	表示あり	特に複雑または特	弁護士と依頼者との協議によ
		殊な事情がある場	り定める額
		合	
会社設立	設立、増減資	、合併、分割、組織	資本額もしくは総資産額のう
	変更、通常清	<b>育</b>	ち高い方の額または増減資額
			に応じて以下により算出され
			た額。
			ただし、合併または分割につ
			いては200万円を、通常清
			算については100万円を、
			その他の手続については10
			万円を、それぞれ最低額とす
			る。
			1,000万円以下の場合
			4.4%
			1,000万円を超え2,00
			0万円以下の場合
			3.3%に11万円を
			加算した額
			2,000万円を超え1億円
			以下の場合
			2. 2%に33万円を
			加算した額

	T	T
		1億円を超え2億円以下の場
		合
		1.1%に143万円を
		加算した額
		2億円を超え20億円以下の
		場合
		0.55%に253万円
		を加算した額
		20億円を超える場合
		0.33%に693万
		円を加算した額
株主総会等指導	基本	44万円以上
	総会等準備も指導する場合	66万円以上
現物出資等証明		1件44万円。
		ただし、出資等にかかる不
		動産価格および調査の難易、
		繁簡等を考慮して、弁護士と
		依頼者との協議により、適正
		妥当な範囲内で増減額するこ
		とができる。
簡易な自賠責請求(	自動車損害賠償責任保険に基づく	次により算定された額。
被害者による簡易な	損害賠償請求)	ただし、損害賠償請求権の
		存否またはその額に争いがあ
		る場合には、弁護士は、依頼者
		との協議により適正妥当な範
		囲内で増減額することができ
		る。
		給付金額が150万円以下の
		場合 3万3000円
		1

給付金額が150万円を超え
る場合
給付金額の2.2%

#### <書面による鑑定料>

- 1 書面による鑑定料は、次のとおりとする。
  - (1) 書面による鑑定料

33万円以上110万円以下

- (2) 法務監査 (デューデリジェンス) 77万円以上330万円以下
- 2 前項において、事案が特に複雑または特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項の額を超える鑑定料を受けることができる。

#### <顧問料>

- 1 顧問契約を締結した依頼者とは、面談による相談の予約を優先させ、面 談以外の電話、メール、FAX、チャットワーク等の電磁的手段を利用し た法律相談に応ずる。
- 2 顧問業務の内容は、顧問料に応じて、概ね、次のとおりの内容を基準とする。

顧問料	3万3000円	5万5000円	11 万円	16万 5000円
作業と法律相談の	月1時間程度	月3時間程度	月5時間程度	月7時間程度
時間の目安				
法律相談(営業時	0	0	0	0
間外も含む)				
法律相談の対象者	代表者個人と	代表者個人と	・ 代表者個人と	· 代表者個人
	家族	家族	家族	と家族
			• 従業員	• 従業員
簡易な法律関係調	0	0	0	0
查				

簡易な契約書・就	0	0	0	0
業規則等その他文				
書の作成・確認				
内容証明郵便の作	×	0	0	0
成・発送				
簡易な書面鑑定	×	×	0	0
着手金の減額	5%減額	10%減額	15%減額	20%減額
社内研修講師	×	×	年1回	年2回

## <出張日当>

出張日当は、次表のとおりとする。

半日(往復2時間を超え4時間まで)	3万3000円以上5万5000円以下
1日(往復4時間を超える場合)	5万5000円以上11万円以下

## く実費>

- 1 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担をする。
- 2 当法人は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

# <民事事件の着手金および報酬金>

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。ただし、離婚事件、遺産分割事件、遺留分減殺請求事件、労働事件については別途料金表に定めるとおりとする

# (着手金)

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	3 3 万円
300万円を超え3,000万円以下	6. 6%に11万000円を加算した額
の場合	(ただし、最低33万円)
3,000万円を超え3億円以下の場	4.4%に77万000円を加算した
合	額
3億円を超える場合	3.3%に550万000円を加算した
	額

# (報酬金)

経済的利益の額	報酬金	
125万円以下の場合	27万5000円	
125万円を超えて300万円以下	2 2 %	
の場合		
300万円を超え3,000万円以下	11%に33万円を加算した額	
の場合		
3,000万円を超え3億円以下の場	易 7.7%に165万円を加算した額	
合		
3億円を超える場合	4.4%に880万円を加算した額	

#### <調停事件および示談交渉事件>

- 1 調停事件および示談交渉(裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。)事件の着 手金および報酬金は、民事事件の着手金及び報酬金に準ずる。ただし、離婚 事件、遺産分割事件、遺留分減殺請求事件、労働事件については別途料金表 に定めるとおりとする。
- 2 ①示談交渉事件から引き続き調停事件を受任
  - ②示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任 するときの着手金は、2分の1とする。
- 3 示談交渉事件の着手金の最低額は、22万円とする。

## <契約締結交渉>

示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

#### (着手金)

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2. 2%
300万円を超え3,000万円以下	1.1%に3万3000円を加算した
の場合	額
3,000万円を超え3億円以下の場	0.5%に19万8000円を加算し
合	た額
3億円を超える場合	0.3%に85万8000円を加算し
	た額

### (報酬金)

経済的利益の額	報酬金
300万円以下の場合	4. 4%
300万円を超え3,000万円以下	2.2%に6万6000円を加算した
の場合	額
3,000万円を超え3億円以下の場	1.1%に39万6000円を加算し

合	た額
3億円を超える場合	0.66%に171万6000円を加
	算した額

# <督促手続事件>

1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり 算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	6万6000円
300万円を超え3,000万円以下	1.1%に7万7000円を加算した
の場合	額
3,000万円を超え3億円以下の場	0.55%に19万8000円を加算
合	した額
3億円を超える場合	0.33%に85万8000円を加算
	した額

- 2 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、民事事件の着手金により算定される額との差額とする。
- 3 督促手続事件の報酬金は、民事事件の着手金の額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。なお、督促手続事件が訴訟にこうしたときの報酬金は、民事事件の着手金の額とし、本項は適用しない。

#### <離婚事件>

1 事件の着手金は、次表のとおりとする。なお、離婚事件とは、離婚、婚姻費用、養育費、親権、慰謝料、面会交流、財産分与、等離婚に関連する事件のことであり、例えば、婚姻費用のみを請求する(請求されている)場合であっても、下記の料金が適用される。

また、子の引き渡し、監護者指定については、別途下記5の料金が発生する。

離婚事件の内容	着手金
離婚交渉事件	3 3 万円
離婚調停事件	44万円
離婚訴訟事件	5 5 万円

- 2 ① 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するとき 離婚調停事件の着手金の額の2分の1
  - ② 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するとき 離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1
- 3 調停・訴訟事件については、5回目以降、1回あたり3万3000円の 出廷日当が発生する(出張日当は別)。
- 4 報酬金は、次のとおり。

報酬金の内容	金額	
基本報酬(事件終了時に必ず発	2 2 万円	
生します。)		
離婚達成又は離婚阻止(離婚阻	3 3 万円	
止を希望しており、それが達成		
できた場合、又は、離婚達成を		
希望しており離婚できた場合		
に発生します。)		
親権を獲得できた場合	2 2 万円	
婚姻費用・養育費(得られた場	得られた利益の16.5%(ただし、	
合)	婚姻費用については3年分を、養育費	
	については、5年分を経済的利益の計	
	算の対象とします。)	
財産分与、慰謝料、解決金等名	得られた経済的利益の16.5%を基	
目の如何を問わず、金銭給付を	準とし、民事事件の報酬金額と同様の	

受ける場合(又は請求された金	方法で算出する。
銭給付を減額できた場合)	
面会交流(面会交流が可能とな	3 3 万円
った場合、又は希望に沿った面	
会交流の内容となった場合)	
年金分割(年金分割についての	5万5000円
合意、調停、審判、判決がされ	
た場合)	

5 子の引渡し、監護者指定の調停、審判、保全処分については、上記1~4 に加えて、別途追加で着手金、報酬金が発生します。

事件の種類	追加着手金	報酬金(事件終	追加報酬(条件
		了時に発生しま	達成時に発生し
		す。)	ます。)
子の引き渡し、	上記1に追加し	なし(ただし、離	子の引き渡し及
監護者指定の交	て、11万円(た	婚及事件を受任	び監護者指定を
渉	だし、離婚及事	していない場合	希望しそれが達
	件を受任してい	には、22万円	成された場合、
	ない場合には、	とする。)	追加報酬として
	33万円とす		33万円が発生
	る。)		する。
子の引き渡し、	上記1に追加し	なし(ただし、離	子の引き渡し及
監護者指定の調	て、11万円(た	婚及事件を受任	び監護者指定を
停・審判	だし、離婚及事	していない場合	希望しそれが達
	件を受任してい	には、22万円	成された場合、
	ない場合には、	とする。)	追加報酬として
	44万円とす		44万円が発生
	る。)		する。

上記に加え、子	調停の着手金に	上記と同様とす	子の引き渡し及
の引渡し、監護	加え、11万円	る。	び監護者指定を
者指定の保全処	が発生する。		希望しそれが達
分を行う場合			成された場合、
			上記に加え、2
			2万円が発生す
			る。

# <相続・遺言事件>

1 相続人調査、遺産調査、遺言作成、検認、相続放棄、遺産分割協議書作成

- 10 /// / C H/B - E . C		
種類	内 容	手 数 料
相続調査	相続人調査・	基本料金4万4000円
	相続関係説明図作成	・相続人が6名まで。7人目から、
		一人当たり5000円を追加。
		・また、戸籍謄本等1通あたり1万
		100円が発生。
	財産目録の作成	基本料金11万0000円
		これに加え、
		·不動産関係書類(固定資産関係書
		類)の取り寄せ1通あたり66
		0 円
		・預金・証券の残高証明書の取り寄
		せ
		1 通あたり5500円
		・預金・証券の取引履歴の取り寄せ
		1 通あたり5500円
	保険の有無の調査	1 通あたり5500円
	保険の有無の調査	類)の取り寄せ1通あたり6 0円 ・預金・証券の残高証明書の取り せ 1通あたり5500円 ・預金・証券の取引履歴の取り書 1通あたり5500円

	公正証書	遺言の有	無の調	1万1000	円	
	查			公証役場に赴く場合は3万300		
				0円とする。	0円とする。	
遺言証書作成	定型	16万5	55000円			
	非定型	基本	300万	7円以下の場合	22万円	
			3007	万円を超え3,	1.1%に18万70	
			000万	万円以下の場合	00円を加算した額	
			3, 00	) 0 万円を超え	0.33%に41万8	
			3億円以	人下の場合	000円を加算した額	
			3億円を	超える場合	0.11%に107万	
					8000円を加算した	
					額	
		特に複	依頼者と	:の協議により定	びめる額	
		雑また				
		は特殊				
		な事情				
		がある				
		場合				
	公正証書に	こする場	上記手数	対料に3万300	3万3000円を加算する。弁護士	
	合		が公正証	E書作成に立ち会	う場合、別途3万300	
			0円の日	当が発生。		
遺言執行	基本		300万	7円以下の場合	3 3 万円	
			3007	万円を超え3,	2.2%に33万円を	
			000万	7円以下の場合	加算した額	
			3, 00	) 0 万円を超え	1.1%に66万円を	
			3億円以	人下の場合	加算した額	
			3億円を	:超える場合	0.55%に2420	
					万円を加算した額	

	特に複雑または特 受遺者と		の協議により定める額	
	殊な事情がある場			
	合			
	遺言執行に裁判手	遺言執行	「手数料とは別に、裁判手続に要する弁護	
	続を要する場合	士報酬を	言求することができる。	
遺産分割協議書	<b>手</b> の作成		11万円~	
(相続人調査を	な終え、相続人関係図	図が作成	(相続人調査、遺産目録作成は別途	
されており、か	つ遺産目録が作成さ	られてい	とする。)	
る場合)				
遺言書の検認手続き			7万7000円	
(手続きに必要な戸籍・住民票が揃ってい			(手続に必要な戸籍・住民票が揃っ	
る場合)			ていない場合は11万円。)	
相続放棄申述(申述期間の残りが1ヶ月以			7万7000円(手続に必要な戸	
上ある場合のご依頼の場合)			籍・住民票が揃っていない場合	
			は11万円。)	
		※申述期間の残りが1ヶ月未満の		
		場合、別途5万5000円を加算		
			(又はお見積もりいたします。)。	
	3 次型の再用に2.3.			

※いずれの場合も資料の取得にかかる実費は別途必要です。

相続人調査・財産調査・遺産目録の作成と遺産分割協議書の作成をセットで ご依頼の場合(ただし、弁護士による交渉等は行いませんので、相続人間で協 議内容がまとまっている場合に限ります。)

セット料金 33万円~

※実費は別途必要です。

#### 2 遺産分割協議

(1) 着手金

交渉	3 3 万円
----	--------

調停、審判	44万円 ただし、調停5回目から、1回あたり3万3000
	円の出廷日当が発生する (出張日当は別)。

#### (2)報酬金

民事事件の着手金および報酬金の額によるが、最低額は、着手金と同額 とする。

#### 3 遺留分減殺請求(遺留分侵害額請求事件)

#### (1) 着手金

交渉	3 3 万円		
調停	44万円 ただし、調停5回目から、1		
	回あたり3万3000円の出廷日当が発		
	生する (出張日当は別)。		
訴訟	55万円 ただし、期日5回目から、1		
	回あたり4万4000円の出廷日当が発		
	生する(出張日当は別)。		

#### (2)報酬金

民事事件の着手金および報酬金の額によるが、最低額は、着手金と同額 とする。

## <境界に関する事件>

1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する 訴訟の着手金および報酬金は、民事事件の着手金および報酬金の額による が、最低額は、次のとおりとする。

着手金および報酬金 それ	ぞれ33万円以上55万円以下
--------------	----------------

#### <借地非訟事件>

1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

借地権の額	着手金

5,000万円以下の場合	33万円以上66万円以下	
5,000万円を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部	
	分の0.55%を加算した額	

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりの額を経済的利益とし、民事事件 の報酬金の例による。

申	申立の認容	借地権の額の2分の1に消費税を加
立		算した金額(ただし、最低33万円と
人		する。)
0		
場		
合		
相	相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1に消費税
手		を加算した金額(ただし、最低33万
方		円とする。)
0	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1に消費税を加
場		算した金額(ただし、最低33万円と
合		する。)
	賃料の増額の認容	賃料の増額分の7年分に消費税を加
		算した金額(ただし、最低33万円と
		する。)
	財産上の給付の認容	財産上の給付額に消費税を加算した
		金額(ただし、最低33万円とする。)

- **<保全事件等>** (※ 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着 手金及び報酬金とは別に受けることができる。)
  - 1 仮差押および仮処分の各命令申立事件(以下「保全事件」という。)の着 手金は、民事事件の着手金によって算定される額の2分の1とする(消費 税別)。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定

された額の3分の2 (消費税別)とする。

- 2 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、22万円を最低額と する。
- 3 事件が重大または複雑であるときは、民事事件の報酬金によって算定される額の4分の1の額を報酬金とする(消費税別)。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、3分の1の額(消費税別)とする。
- 4 保全事件により、本案の目的を達したときは、民事事件の報酬金に準ずる。
- 5 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全事件と は別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額につい ては、民事執行事件に準ずる。

# **<民事執行事件等>(※** 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の 着手金及び報酬金とは別に受けることができる。)

1 民事執行事件、執行停止事件の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

	着手金	報酬金	
民事執行事件	最低額は、11万円	本案事件の4分の1	
	本案事件の2分の1		
執行停止事件	(原則)	(原則)	
	本案事件の2分の1	なし	
	(重大又は複雑なとき)	(重大又は複雑なとき)	
	本案事件の3分の1	本案事件の4分の1	

		着手金	報酬金
民事執行事件	債権	11万円(消費税込)~	本案事件の4分の
	執行	本案事件の2分の1 (消費	1 (消費税込)

		税込)	※本案事件に加え
			次本系事件に加え
			て発生します。
	不動産	33万円(消費税込)~	同上
	執行	本案事件の2分の1 (消費	
		税込)	
	動産	22万円(消費税込)~	同上
	執行	本案事件の2分の1 (消費	
		税込)	
		※弁護士の立会い日当1	
		回分込みの金額です。	
執行停止事件		(原則)	(原則)
		本案事件の2分の1	なし
		(重大又は複雑なとき)	(重大又は複雑な
		本案事件の3分の1	とき)
			本案事件の4分の
			1 (消費税込)

# <倒産整理事件>

1 破産、会社整理、特別清算および会社更生の各事件の弁護士報酬は、それぞれ次表の額を原則とする。別途、予納金は必要となる。

事業者の自己破産事件	負債総額に応じて下記のとおりと
	なります。
	5000万円未満:110万円~
	5000万円~3億円未満:220
	万円~
	3億円~7億円未満:330万円~
	7億円以上~は、 別途お見積もり

	いたします。
非事業者の自己破産事件	同時廃止事件・・44万円以上
	管財事件・・・・66万円以上
自己破産以外の破産事件	110万円以上
会社整理事件	110万円以上
特別清算事件	110万円以上
会社更正事件	220万円以上

2 弁護士報酬について、上記1を原則とし、資本金、資産および負債の額、 関係人の数、事業資産の保全状況や明渡し状況等を踏まえ、事件の規模な らびに事件処理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。

### <民事再生事件>

1 民事再生事件の弁護士報酬は、次表のとおりとする。

事業者の民事再生事件	110万円以上
非事業者の民事再生事件	55万円以上
小規模個人再生事件および給与所得者等再生事件	44万円以上

- 2 弁護士報酬について、上記1を原則とし、資本金、資産および負債の額、 関係人の数、事業資産の保全状況や明渡し状況等を踏まえ、事件の規模な らびに事件処理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。
- 3 再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの履行補助 を希望する場合は、別に弁護士報酬を月額で定める。

#### <任意後見および財産管理・身上監護>

1 任意後見契約または財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者 の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理また は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合

#### 手数料 5万5000円以上22万円以下

2 任意後見契約また財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始 したときは、事務処理の内容に応じ、次表のとおりとする。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的	月額5500円から5
な事務の処理を行う場合	万5000円の範囲内
	の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的	月額3万3000円か
な事務に加えて収益不動産の管理その他の	ら11万円の範囲内の
継続的な事務の処理を行う場合	額

3 不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務 処理や委任事務処理のために裁判手続等は月額の弁護士報酬とは別に弁 護士報酬を請求できる。

## <告訴事件の着手金および報酬金>

告訴事件の着手金および報酬金は、それぞれ次表のとおり算定する。なお、 民事事件も受任する場合は、別に民事事件の着手金及び報酬金を請求できる。 (着手金)

	弁護士名あり	弁護士名なし
事案簡明な場合	44万円	3 3 万円
事案複雑な場合	55万円~110万円	44万円~99万円

#### (報酬金)

	弁護士名あり	弁護士名なし
事案簡明な場合	44万円	3 3 万円
事案複雑な場合	55万円~110万円	44万円~99万円

※報酬金は、告訴が受理された場合に発生する。

# <労働事件>

1 地位確認 (不当解雇、雇止め等)

	着手金	報酬金
交渉	3 3 万円	・33万円
		・別途経済的利益を得られた場合に
		は、上記とは別に、経済的利益に応
		じ、<民事事件の着手金および報酬
		金>記載の報酬金が発生する。
労働審判	5 5 万円	・55万円
		・別途経済的利益を得られた場合に
		は、上記とは別に、経済的利益に応
		じ、<民事事件の着手金および報酬
		金>記載の報酬金が発生する。
訴訟	5 5 万円	・55万円
		・別途経済的利益を得られた場合に
		は、上記とは別に、経済的利益に応
		じ、<民事事件の着手金および報酬
		金>記載の報酬金が発生する。

<sup>※</sup> 交渉から労働審判に移行した場合、労働審判から訴訟に移行した場合は、それ ぞれ着手金の半額を充当する。

<sup>※</sup> 相手方が2名以上の場合は別途お見積りする。

## 2 残業代請求、労働災害

	着手金	報酬金
交渉	3 3 万円	経済的利益に応じ、<民事事件の着
		<b>手金および報酬金&gt;</b> 記載の報酬金
		が発生する。
労働審判	5 5 万円	経済的利益に応じ、<民事事件の着
		<b>手金および報酬金&gt;</b> 記載の報酬金
		が発生する。
訴訟	55万円	経済的利益に応じ、<民事事件の着
		手金および報酬金>記載の報酬金
		が発生する。

- ※ 交渉から労働審判に移行した場合、労働審判から訴訟に移行した場合は、それ ぞれ着手金の半額を充当いたします。
- ※ 相手方が2名以上の場合は別途お見積りいたします。

#### 3 団体交渉

団体交渉同席について、1回あたり11万円(1回の団体交渉2時間まで)とする。

#### <タイムチャージ>

- 1 1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間 (移動に要する時間を含む。)を乗じた額を、弁護士報酬とする。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに4万4000円以上とする。
- 3 具体的な単価の算定にあたっては、事案の困難性、重大性、特殊性、新 規性および弁護士の熟練度等を考慮する。

4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

# 【経済的利益の算定方法】

- 1 着手金の算定の際の経済的利益とは、事件等の処理によって確保しようと する依頼者の利益をいいます。
- 2 報酬金の算定の際の経済的利益とは、委任事務処理により確保した利益をいいます。
- 3 経済的利益の額は、次のとおり算定します。
  - ① 金銭債権は、債権総額(利息および遅延損害金を含む。)
  - ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
  - ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
  - ④ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
  - ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額
  - ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を越えるときは、その権利の時価相当額
  - ① 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の2分の1の額を加算した額
  - ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
  - ⑨ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないと きは、担保物の時価相当額
  - ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額
  - ① 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

- ② 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、 分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争 いの対象となる財産または持分の額
- ③ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については、 その相続分の時価相当額の3分の1の額
- ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- ⑤ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)
- 4 経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を依頼者と協議して決定する。
- 5 経済的利益の額が、①請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき、②紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が経済的利益の額に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に相当するまで増額できる。
- 6 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円と する。

以上